

第5部 本委員会による結論

以上、第2部から第4部にかけて、当該生徒に対する「いじめ」行為および自死の背景要因、そして当該生徒が在籍した小学校および中学校、また、市教委のいじめ防止対策の取組について検討してきた。それらを踏まえ、本事案に関し本委員会が導き出す結論を整理し以下に提示する。

第一に、本委員会は当該生徒について複数にわたる「いじめ」行為があったことを認定するとともに、第2部において詳細に検討したように、特にS1およびS2による具体的行為およびその関係性そのものにおいて、当該生徒は小学校在籍時から中学校入学後の長期にわたり苦痛を感じていたと判断する。また、それ以外の同クラスの男子児童らのいじめ行為による苦痛も当然にあったといえる。なお、調査の限界から事実として確認できず「いじめ」行為として認定しなかった事由においても、それをもって「事実としてなかった」「いじめに該当しなかった」と断定できたわけではないことも付記したい。

第二に、本委員会は上記の「いじめ」被害及び学校の教員の対応と自死との関係について以下のとおり判断した。自死の原因として、自死の直接的原因となるような直前の苛烈ないじめ行為は認められなかった。しかし、これはいじめが自死の原因ではないという判断を示したわけではない。当該生徒は、苦痛を感じていたS1との関係性が長期間継続することにより解決策や出口の見えない慢性的なストレスを受けており、さらに、S2が加わることによるアンバランスな力関係による構図が継続したことが、そのストレスを強いものとした。また、当該生徒は、出口が見えずに継続するいじめ行為による苦痛やストレスについて教員らが適切に受け止めて対応しなかったことによる徒労感、無力感を感じており、これも自死に重要な影響力を有していたと考えられる。したがって、これらのいじめによる苦痛・ストレスやそれが解決されない徒労感、無力感が積み重なることにより、当該生徒は次第に深い抑うつ状態となり、自死を考えざるを得ない精神的状態から抜け出しができなくなり、これが当該生徒を自死に至らしめる強い影響を与えたと判断される。教員ら及び学校が、S1及びS2から感じていた当該生徒の継続的苦痛や自殺企図について明確に問題として認識し、適切に対応していた場合には自死は防ぐことができた可能性は十分にある。

第三に、当該生徒の「いじめ」被害や屋上案件に関わり、教員らの問題を指摘するとともに、在籍した小学校および中学校のいじめ防止対策や教員らの対応における根本的な課題を明らかにした。詳細は第4部で示したとおりだが、特筆すべきは両校とともに、いじめ対策に関する法の理解及び実践が不十分であり、いじめ対策組織が設置されていながらそれが機能していなかった点である。特に小学校では「悩みやいじめに関するアンケート調査」等のアンケート結果を踏まえた学級担任の対応の不適切さと、その不適切な対応を補うための校内の組織対応意識の欠落が確認されたところである。また、両校ともにいじめの「解消」を捉えて判断する過程も組織的ではなく曖昧となっていたことも指摘している。小学校から中学校へのいじめに関する情報の引継ぎも充分ではない。アンケート等の調査結果は客観的な資料であるにも関わらず、

引継ぎ時に活用されていなかった点は課題として指摘しうる点である。

最後に、学校を所管する市教委は、研修および文書通知を通していじめ防止のための学校の組織的対応の必要性を繰り返し示していたことは確認したが、問題はその後の学校の取り組み状況を点検し、必要に応じて校長等に指導することができていなかつたことにある。

以上のとおり、本委員会では複数の「いじめ」行為や教員らの対応の課題を認定する中で、当該生徒が長期にわたり苦痛感や屈辱感を募らせていたこと、そして自死を試みようとしたことのいずれについても外部に表出していたにも関わらず、教員らが適切に受け止めず、対応できていなかつた一連の経緯があつたことを確認し、それらが自死に強い影響をもたらしたと結論づけるとともに、在籍した学校におけるいじめ防止対策の不備について明らかにしてきた。これらを受けて、第6部ではいじめ防止対策を徹底させるために、そして子どもの自死を防ぐために必要な再発防止策を提言していきたい。

第6部 再発防止策

第1節 本委員会の検討によって明らかになった問題・課題について

- 1 本委員会における検討の結果、本件においては以下のような学校のいじめ対応の在り方に問題があり、それが当該生徒の自死の複合的要因の一つとなったと判断された。
 - (1) いじめアンケートが生かされておらず、いじめの有無の判断における不備があったこと
 - (2) いじめ解消の判断において適切な対応がなされていなかったこと
 - (3) いじめへの組織対応が全く機能していなかったこと
- 2 また、当該生徒が自死のサインを出していたにも関わらず、それを教員または学校が感知できていなかったという問題も確認された。今後、再発防止のためには自死のサインを出している生徒について、いかにそれを学校側が感知し、自死の防止に活かしていくかという視点からの検討が重要である。
- 3 さらに、小学校から中学校へのいじめに関する情報の引継ぎが十分ではなく、そのために小学校時代のいじめに関する情報や屋上問題に関する情報が中学校に引き継がれなかつたという問題があった。これを機に小中学校間の生徒情報の引継ぎの方法も検討されるべきと考える。

以下、上記の問題及び課題に対する再発防止策に関する本委員会の検討結果を述べることとする。

第2節 いじめへの対応の問題について

- 1 いじめの判断及び対応を個人の判断に委ねないことの重要性について
 - (1) 教員への聞き取りから、当該小学校及び当該中学校のいずれにおいても、初期対応や軽微な事例は学級担任個人が対応し、深刻な事例を組織的に対応するという考え方であったことが判明した。「悩みやいじめに関するアンケート調査」や「[REDACTED]アンケート」において、当該生徒から担任教員にいじめが訴えられていたにも関わらず、いじめの有無の判断や解消の判断のいずれの場面においても組織的対応は一切なされていなかった。
 - (2) しかし、このような対応では、いじめの実態を的確に把握し、適切に対応することは困難である。いじめの定義をいくら広く捉えようとも、個々の教員が適切な判断をしなければ意味がない。初期対応の時点で組織的に対応し、学級担任や特定の役割の教員個人の判断に依存しない体制づくりを実現するとともに、特定の教員個人に過度な責任や負担がかかるなどを回避する必要がある。
- 2 いじめへの組織的対応の機能不全の背景と根本的対策について
 - (1) 本件においては、小学校、中学校とともに、いじめへの組織的対応のための組織が設置されていたにも関わらず、両校ともに、それらの組織が開催された形跡が

なく、どのような基準で開催されるべきなのかを把握している者さえいなかった。つまり、組織は設置されているものの、機能していたとは言いがたい状態であった。

(2) このような問題を解消し、いじめに対する組織的対応を適切に機能させるためには、まず、いじめ防止対策委員会の定期的な開催が不可欠であると考える。

また、定期開催のほかに、いじめのアンケートを実施した直後には、必ずいじめ防止対策にかかる委員会を開催するための時間を年間計画として確保し、複数かつ多職種の教職員の目で、いじめの被害を訴えた児童生徒のアンケートに目を通し、情報を共有し、対応について協議する作業を行うべきである。

さらに、いじめについての共通理解のもと教職員個々が集めた情報を学年、生徒指導に関わる委員会等で集約・確認する中で、いじめの兆候、いじめにつながるような問題行動等が確認された場合は、必ず、いじめに関わる組織において、事実関係の精査、いじめか否かの判断を行うべきであり、そのことを教職員全員が当然のルールとして認識し、運用すべきである。

(3) しかし、法において明確に定められている組織的対応について、学校においては十分な理解がなされず、機能不全に陥っていたが、その問題は必ずしも本件の学校のみに生じているものではなく、より本質的な課題が存在しているものと考えられる。

その背景には、法の定める組織対応が、学校の教育実務と適合していないという問題や、いじめ対応について具体的にどのような行為が必要かという具体的手順やルールが明定されていないという問題があると思われる。法の求める組織的対応が学校において日常的な業務として受け入れられていないという背景を前提にするのであれば、個々の教員や管理職の責任に帰することが再発防止に資するとは考えられない。本提言において上記のあるべき適切な対応の必要性を説いたところで、各学校においてその必要性を肌身に感じることができず、多忙な日常業務の中で表面的な対応がなされるのであれば、再び本件と同様の事態が生じかねない。

さらに、いじめを捉える視点に対して、本調査での関係教職員への聴取を通して、この問題に懸命に取り組むがゆえに「いじめは起きてはいけない」という指導観を多くの教職員がもっていることが感じられた。その一方で、この指導観は、いじめが起きること自体を否定的に捉えさせ、いじめが起きてしまった場合に、教員自身が同僚への援助を求め、共有することを阻害する可能性もある。したがって、「いじめが起きてはいけない」という指導観ではなく、「いじめは起き得るものであるが、それを見逃したり、深刻化させたりしないことこそが重要」であり、そのためには組織で対応する必要があるという視点を改めて確認する必要がある。

以上のような問題の背景を踏まえた実効的な防止策としては、法の定めたいじめの組織的対応について、いかに運営を活性化し、学校内の重要な実務として位置付けて浸透させていくかが問われているのである。

(4) その解決策としては、第一に教員への研修の実施により理解を深めることが不可欠である。札幌市ではさまざまな研修において、いじめの認知に関して「『過小評価せず』大きく捉える」「いじめの可能性のある全ての事案に、『いじめかもしれない』という姿勢で対応する」(令和元年度 高度教育課題研修、令和2年度 高度教育課題研修)、「積極的に認知する」(令和元年度 中堅教諭等資質向上研修)等が強調されており、今後、この点に関して徹底した周知とすべての教員の共通理解が必要である。また、市教委においては、今までの周知の仕方では、現場で実際に対応にあたる教員に伝わらないことを十分に認識し、必ず全ての教員にその意義が伝達されるような仕組みを構築すべきである。いじめや自殺関連行動に関する研修会を校内で行ったり、そうした研修会において養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが積極的に関与し、知識の共有と定着を図ったりすることが重要になる。そして、全教職員に対する具体的な研修の実施方法や頻度について明確に定める必要があろう。

(5) また、教職員に対する研修のみではなく、第二に、法の趣旨を徹底し、いじめの組織対応を行うことについて、市教委が学校に対する組織対応状況の確認と達成状況に応じた指導を行うことが不可欠であると考えられる。

具体的には、市教委において、学校に対して、いじめ対策組織を設置しているか、どのような構成員により組織しているか(外部委員の有無、心理、福祉専門家の有無)、組織をどの頻度でどの時期に開催しているか、「悩みやいじめに関するアンケート調査」や学校独自のアンケートを受けて直後に組織対応をしているか、いじめの確認または解消を学級担任だけで行うのではなく常に組織対応に繋げているか、いじめ対応の研修を教員に対して行っているか等を個別・具体的に確認し、達成状況に応じて、学校の管理者に、具体的な期限を定めたうえで達成状況に関する報告を求めるなどの指導をしていくことが不可欠であろう。

(6) 市教委は、法施行後、研修の実施やさまざまな施策を現場へと要請してきたが、その一方で、それらの施策の効果の検証が十分に行われていないという問題がある。このような状況が続けば、現場は、何が有効な手段・方法なのかを吟味することもなく、ただやることが増える一方となり、いかに優れた施策であっても有効に機能しなくなることが考えられる。前述のとおり教員に対する研修が十分な理解を得られているのか、法の趣旨に沿った対応が実際に行われているのか等が確認されたうえで、状況に応じた指導がなされなければ施策としての価値は大きく損なわれることとなる。

市教委は、施策に関して、必ず事後検証を行い、有効でない施策は見直し、かつ現場において適切に実施されていない施策については、指導・監督を行う責任があることを明記しておきたい。

これまでの実情に合わせた対応は認めないと断固とした行政の姿勢がなければ、このような法の趣旨が没却された状態が継続することになろう。市教委においては早急かつ実効的な対応を求めたい。

3 いじめの解消の適切な判断について

(1) 児童生徒の訴えによりいじめが発覚する一方で、いじめの解消の判断は教員らによりなされる。そのため、児童生徒の立場から見た場合、いじめが解消していないにも関わらず、教員からは「解消」と判断されたり、「いじめではない」という判断がなされたりすることが起こり得る。

事実、当該小学校では、教員判断に基づく、アンケート後の対応に関する報告によれば、いじめの有無はすべて「無」となっており、全て解消したことになっていた。しかし、本委員会による聴き取り調査からは、当該生徒に限らず、複数の生徒・保護者からいじめは続いており、学級担任に適切に対応してもらえなかつたというクレームも聞かれた。また、当該中学校においても、「[]アンケート」の結果、当該生徒からいじめと認定すべき事実が訴えられていたにも関わらず、その解消について学級担任が確認をしていなかった。

(2) この問題を解消するためには、少なくとも以下の2つの点を徹底する必要がある。

① 1つ目は、いじめの解消についても、担任が一人で個人として判断することなく、組織で判断することである。

上述したとおり、当該小学校においては、「悩みやいじめに関するアンケート調査」実施後の対応、いじめの解消について、組織で確認する作業がなされていなかった。いじめ対応、解消の確認に際しても、いじめ対策委員会を開催し、組織的にいじめへの対応が適切であったのか、いじめが解消しているのか否かを確認すべきである。解消の確認のタイミングについては、国基本方針におけるいじめ解消の定義に基づき、最低でも3か月間のスパンにおける状況確認が必要である。その際には単にいじめが認知されてから3か月後に確認するというのではなく、中間的な時点における確認（発生後1か月半後の確認等）も行われるべきであろう。仮にいじめ対策委員会が定期的に行われていれば、そのタイミングに合わせて確認を行うことも考えられる。特に「あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか」という質問に対して、「学校の先生」が選択されていない場合は、多職種から構成されるいじめ対策委員会の教員以外の職種の者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）が、事実関係の聴き取り、解消の確認をすべきである。加えて「仲間はずれや無視される」「たたかれたり、けられたりする」など、いじめの被害が複数のタイプにわたって訴えられている場合、特定の被害にだけ注目し、解消したと判断するのではなく、その全てが解消しているのかまで、継続的かつ詳細に確認する必要がある。

② 2つ目は、児童生徒を対象とした、いじめアンケートを年に複数回実施することである。年に1回のいじめアンケートとそれに対するいじめ解消の確認だけでは、年単位の期間の全てを網羅することはできないため不十分である。年に複数回の開催とすることにより、いじめがその解消の確認がなされた後において再度生じていないのか、新たないじめが生じていないのかが、改めて児童

生徒の視点からも判断することが可能になる。もっとも、単にいじめアンケートを開催するだけで、それに対する上記のいじめ解消の確認が不十分であれば、その実効性は大きく損なわれることに留意する必要がある。重要なのは、アンケート等の実施そのものではなく、その評価と対応であることを明確に指摘しておきたい。

- ③ いじめ事例のなかには、大人の視点からは把握しにくく、かつ子どもによつては訴えづらいものもある。したがって、教職員と児童生徒の判断がずれることがしばしばあると考え、以上に述べた複数の手段と視点で、いじめの解消をチェックする必要がある。

第3節 子どもの問題を捉える視点の多様化と多職種連携・協働の重要性について

1 教員の子どもを捉える視点と対応の偏りについて

- (1) 当該小学校・中学校ともに、教員への聴き取りをする中で、暴言や粗暴行為といった外在化問題（反社会的行動）については非常に感度が高く、積極的な対応がとられるのに対して、抑うつや不安、無気力といった内在化問題（非社会的行動）に対する感度は低く、「なかだるみ」や「たるんでいるのではないか」と捉えられ、積極的な対応がとられにくい傾向がみられた。本事案においても、屋上事件については子どもの悪戯という印象で捉えられることにより、自死のサインを見逃すという結果となったことは否めない。
- (2) また、行動への指導はとられやすい一方で、その行動の背景にあるその児童生徒への思いや考えへ目が向きにくい傾向もみられた。言い換えるなら、心や気持ちの「理解」よりも、行動への「指導」が優先される傾向が強いといえる。併せて、今回の教員への聴き取りの中で、アンケートにおいていじめを訴えた場合も、子どもたちの間では「勘違いも多い」「お互いさま」というように、初めから「いじめではないのではないか」という認識（先入観）をもって聴き取りに臨んでいるような姿勢も多くの教員に見られた。
- (3) 10代になると成人が罹患しうる精神疾患の7割は発症の可能性があると言われており、うつ病や統合失調症も当然含まれる。社交不安障害（いわゆる対人恐怖）、強迫性障害など、思春期から青年期にかけて特に多い疾患もある。特に自死に至る重大事態のような場合、その最終段階においては、具体的ないじめ被害などは見られなくとも、抑うつや無気力といった内在化問題が見られることが多い、その兆候を見逃さないことが重要になる。しかし、自分たちがもつ教育観や指導観から外在化問題に目が向きやすく、内在化問題に目が向きにくいバイアスがあることから、うつ症状や自殺のサインに気がつくことは教員にとって容易ではない。

2 うつ病や自殺の徴候を見逃さない体制づくりについて

- (1) 以上の教員における内在化問題に目が向きにくいという傾向を踏まえれば、この問題の解決は教員の意識改革だけでは実現できないものと考えて、他職種連

携・協働により解決することがより適切であると考える。

- (2) 具体的には、教員が自らの専門性の限界を踏まえた上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と積極的に連携し協働する手段を考えるべきであり、うつ病や自殺の徴候に教員が少しでも気がついた場合には速やかにそれらの専門職に繋げる体制を確立すべきである。また、早期発見・早期対応の観点から、スクールカウンセラー、養護教諭においても基本的な精神医学の知識を持つことが望ましい。

特に本事例でいえば、中学校の養護教諭のみが自死前の当該生徒の行動の異変に気付いており、その背景に心理的不調の可能性も疑っていた。したがって、教員のみならず、養護教諭との協働を進め、他の心理、福祉等の専門職の目を入れ、その声を積極的に拾えるような組織づくりが必要である。

- (3) そのための方策としては、①スクールカウンセラーの増員、特に児童生徒数に合わせた適正な配置基準を設ける、②養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報共有する、③児童生徒の状態に応じ、保護者を通して適切に児童精神科に繋ぐ、などの一連の流れを保証するシステムが必要である。

教員においても、精神医学について一般知識として持っていることが望ましいが、自分のところで完結させず、少しでも疑わしい場合は必ずその先につなげていくことが重要である。教員一人一人が、スクールカウンセラーや養護教諭と同等のスキルを持つことは期待すべきではないと考える。

- (4) もっとも、教員がうつ病や自殺の徴候に気がつくことができなければ専門職に繋ぐことも不可能である。逆に児童生徒が示す問題については、特定の徴候があることを知つていれば、気付くことができたり、対応の仕方を変えることが可能となることが多い。例えば、本事案においても、成績の低下や抑うつの傾向など、従来から指摘されているいじめ被害者の兆候が見られており、これを教員が知つていれば異なる対応がなされた可能性がある。

この点については文部科学省が発行している「教師が知つておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月)において、自殺の危険が高い子どもの特徴、及び自殺直前のサインについて例示されている。また、教職員が知つていると、より適切な対応が可能になる知見として、市教委・北海道大学大学院医学研究院児童青少年精神医学分野が平成30年に作成した「自殺関連行動に係る具体的対応のためのガイドブック」がある。同ガイドブックにおいては過去の自殺関連行動が、子どもの自殺に係る危険因子であり、特にこの傾向は女子に多く見られるなど、かなり具体的な指摘がなされており、自殺予防としても重要な意義をもつと考えられる。全ての教員はこれらの特徴や徴候を認識した場合には養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに繋ぎ、他の教員や保護者と共有して対応を協議することができるレベルには教育を受けるべきである。

その他の児童生徒の徴候を見落とさないための方策として、養護教諭の現場における気づきを活用していくことも有効な方法である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは常時学校内にいるわけではなく、直接的な気づき

を求めるることは事実上困難である。一方で、心身の健康や健全な発育という観点から専門性を有する養護教諭は児童生徒の日頃の状況を把握し、日頃の変化に気がつくことが可能であり、また、養護教諭が他の教職員、児童生徒、保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等から情報収集を行う役割を果たすことも可能である（注⁶）。その体制の実現のためには養護教諭を児童生徒に関する情報共有または連携の窓口ないしコーディネーターとしての役割を持たせることが求められる（注⁷）。もっとも、養護教諭にコーディネーターとしての役割を期待するのであれば、それと同時に養護教諭の適正配置、すなわち複数配置基準の引き下げが不可欠であろう（注⁸）。

さらに、いじめ対策委員会の開催のタイミングで、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが上記の自殺の危険が高い子どもの特徴、及び自殺直前のサインについて教職員に対する研修を行いつつ、そのような徵候のある生徒がいないかを隨時積極的に確認していくことも有効な方法であろう。

(5) もっとも、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む教職員からの情報だけでは不十分である。本件のように他の生徒が自殺を仄めかす言動を認識している場合もあり、その情報を学校側が得て適切な支援ができるようにしなければならない。そのためには児童生徒に対する充実した自殺予防教育を実施することにより、自殺を仄めかす言動があった場合にその危険性を過小評価してはならず、養護教諭、教員らにその事実を伝えることが重要であることを生徒らが深く認識できるように導くことが重要である（注⁹）。

3 いじめ対策組織に心理、福祉等の専門家を入れることは不可欠であること

(1) いじめ対応におけるいじめ対応における心理、福祉等の専門職の関与については、法第22条において、「複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと」が明記されているが、心理、福祉等の専門家は例示であるとされ、各学校の実情に応じて「その他の関係者」で組織すれば良いとの理解がなされている。そのため、法律上はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを構成員とせずとも良いことになる。また、市基本方針においては、いじめ対策組織の構成員について「管理職や主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他地域の関係者などと

⁶ たとえば養護教諭の専門性をいじめ防止や自殺予防に活用するマネジメントの例として「RAMPSの活用事例（自死リスクの発露、把握、保健室を中心とした動き）」がある。

https://news.yahoo.co.jp/article/_sp/schoolcounselor-181fc3bc71979bd11b2dbd0b087fe49ac66feeb?page=1

⁷ 養護教諭に期待される役割とその活用における具体的な取組については「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」（文部科学省作成）があり、大いに参考となる。

⁸ 平成27年12月21日中央教育審議会の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中教審第185号）においては、養護教諭のコーディネーターとしての役割を踏まえ、複数配置を進め、複数配置基準の引き下げを検討すべきとされている。

⁹ 自殺予防教育については、文部科学省が発行する「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」がある。

し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を自校の実情に応じて組織する」(傍点は本委員会による)とされており、養護教諭やスクールカウンセラーを構成員とすることが提案されているのみならず、スクールソーシャルワーカーも必要に応じて参加を求めており、心理、福祉等の専門家が関与することの重要性がより強く確認されている。しかし、この記載によっても自校の実情に応じて組織するとされており、明確な義務化はなされていない。

- (2) しかし、本件により明らかとなったのは、いじめに適切に対応し、自死のサインを見逃さないためには心理、福祉等の専門職の関与が不可欠ということである。そこで、本提案においては、組織対応においてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーまたは外部の心理、福祉の専門家を構成員とすることを義務化すべきことを提案する。
- (3) もちろん、本調査委員会が対象とした学校のみならず、多くの学校でいじめ対策組織が形骸化しているのはすでに述べたとおりであり、組織が機能していかなければ組織の構成員の充実を議論することすら無意味である。しかし、そもそも組織が機能していない背景には、心理、福祉等の専門家が、常設のいじめ対策組織の構成員となっておらず、いじめ発生後の対応にも関与していないなど、教員ではない専門家がいじめ対策に充分に関与していないことも大きく影響していると考えられる。教員以外の目が入ることで、適切な運用の必要性が共有されるとともに、新たな視点から生徒の問題を捉えることが可能となり、その結果、組織対応の重要性を教員らも感じることができるようになると思われる。

また、自殺予防対策といじめ対策を切り離すのではなく、いじめ対策組織を自殺予防対策としても活用し、教育現場に不可欠なものとして根付かせることも、翻っていじめ予防対策組織が有効に機能するための方策といえる。

第4節 学年間・学校間の情報の引き継ぎと継続的な見守り

- 1 当該生徒は、小学校第4学年から第6学年まで毎年、「悩みやいじめに関するアンケート調査」において、いじめ被害を訴えていた。しかし、アンケートの回答に対して、少なくとも第5学年及び第6学年における学級担任及び当該小学校の対応は不十分であり、また、アンケート結果の扱いについても過去の回答が統合されていなかったため、学級担任以外の教員や管理者においていじめ被害が継続している事実を認識する契機が存在しなかった。そのため、毎年のように被害を訴えているにも関わらず、翌年にもまた被害に遭うということにより、どんなにいじめについて相談しても無駄というような無力感や絶望感を当該生徒に生み出していたことが理解されていなかった。したがって、いじめアンケート等のデータは、年度ごとで整理・管理するのではなく、児童生徒ごとに経時的に確認可能な資料として整理・管理すべきである。

- 2 また、小学校から中学校への引継ぎにおいても、生徒指導上の問題について、伝えるべきは、教員の主観的な印象よりも、客観的な事実である。今回、当該生徒に関する引継ぎにおいては、教員の主観的な印象に関するメモが残っている一方で、いじめアンケートへの回答等、より客観的な事実は引き継がれていなかった。
- 3 小学校から中学校への引継ぎに関しては、個人情報の保護など難しい点もあるだろうが、既に市教委は、児童生徒の個人情報を文書化（データ化）して中学校に引き継ぐことに問題がない点を札幌市総務局行政情報課に確認済みであり、管理職向け研修において引継ぎ方法の改善を図る必要性を示している（平成30年度「札幌市学校経営研修」資料）。少なくとも、いじめに関しては、6年生時の「悩みやいじめに関するアンケート調査」で被害を訴えた児童生徒の情報は、口頭ではなく、文書として引き継げるような仕組みを検討すべきである。加えて、小学校時代に自殺念慮や自殺企図がみられた児童生徒についても、同様の措置がとられるべきである。

第5節 その他の再発防止策について

1 学校内での日常的な子ども理解の追求とその能力の醸成

- (1) 本事案において学校の課題として見受けられたのは、繰り返し述べてきたとおり、いじめに組織的に対応する体制が築かれず、特に小学校ではいじめはもちろんのこと、子どもたちの日常的な悩みやトラブルへの対応が、学級担任個人に任せられていたことにあった。
- (2) そもそもいじめ対応に限らず、日常的に子どものわずかな変化や兆候を捉えるための教員間の対話や協議が欠かせないことは言うまでもない。表面化しにくい子どもの悩みやその背景要因、また直接的な言葉や文字に表現されない要求や感情をつかむことは、経験豊かな教員であっても容易なことではないだろう。ゆえに、今日の教員は協働して子どもの発言や行動、またわずかな変化等への気付きを共有し、複数の教員たちでそれぞれの見立てや情報を交流させ、子どもの本心を探り、問題の背景や本質にアプローチする手立てを考えることが求められる。
- (3)かつての学校であれば職員室や印刷室での何気ない会話や交流の中で、教員たちがインフォーマルに子どもの情報を共有し、複数の視点で子ども理解を進めることができていたと言える。しかし今日の学校は業務が増加し、各種調査が示すとおり教員の多忙化は社会問題化している。いかにして教員の労働環境を改善し、日々子どもたちに向き合う教員たちの心身の健康を確保できるかが重要な学校管理課題となっている。そして、このように教員が多忙化し、日常業務において隙間や余白が最小化している現状では、かつてのようなインフォーマルな会話や交流も充分に保障されるわけではない。教員が子どもについて語り、子ども理解を協働して深めていく機会を意図的に生み出していく学校経営上の工夫が求められている。
- (4) 具体的な実践事例として、「子ども理解のカンファレンス」の取組例があげら

れる（注¹⁰）。教員たちが定期的なカンファレンスを催し、その上で日々受け止めている子どもたちの言葉や思い、願いを集団で共有し、言葉や行動の背景までを探索的に語り合うことで、子どもの本心や本音の核心に迫り、その課題を具体的に把握して指導の方向性とさしあたりの手立てを考え合うことがこの目的である。このために、教務上では一週間に一度、勤務時間内で学年等の教員たちが集合できる時間を創り出す工夫も求められる。このカンファレンスを組織的に積み重ねる中で、教員たちはその日常において子どもを理解するための観察眼が鍛えられ、課題を抱えている子どもには早めの対応へつなげていくことが可能となる。学校管理職および主幹教諭や教育相談担当の教員、または校内で研修の企画を担当する教員等によって、このような「子ども理解のカンファレンス」をいかに自校で実践できるか、今後具体的に検討を進めて欲しいところである。

2 小学校における教育相談体制の強化～スクールカウンセラーの重点配置と予算措置の必要性～

- (1) 本事案では特に当該小学校において、当該生徒を含め数名の子どもたちが教員を相談相手として信用していないとする証言があった。この状況は、子どもにとって何か悩みや課題があっても「先生に相談しても無駄」と思わせる事態でもあった。こうした事態を避けるための方策として、1で示した教員の子ども理解の能力を集団的に高める必要性は言うまでも無いが、それに加えて、子どもの相談を日常的に受け止められる学校の教育相談体制が構築されなければならないことは言うまでも無い。それもまた、学級担任個人に依存しない組織的な体制であることが重要である。小学校の頃から、教員が子どもたちの声をしっかりと受け止めて、その思いに寄り添うことのできる体制がいかに重要であるかが示唆される。
- (2) 加えて、不登校対策等を目的に中学校に重点的に配置されているスクールカウンセラーだが、いじめ自殺予防を含めた児童期からの教育相談体制の強化の観点から見れば、小学校時期からのスクールカウンセラー配置を重点化することもまた肝要である。子どもにとってスクールカウンセラーが身近な存在となり、保護者や教員とは別に話し相手や相談相手が近くにいるんだと認識できる状態を生み出さなければならない。そのことは、特に深刻な悩み等を抱える子どもたちがいち早く適切な支援につながるためにも必要なことである。
- (3) しかし、札幌市におけるスクールカウンセラーの配置については、現状では予算上の限界から配置は中学校に重点化され、小学校のスクールカウンセラー配置は充分とは言い難い。小学校におけるスクールカウンセラーの派遣時間は極めて少なく、(2)で指摘する子どもにとって身近な存在として認識されることも難しく、ましてや法が想定するような校内のいじめ対策組織に参加できる状態にもな

¹⁰ 「子ども理解のカンファレンス」の要点と実践例は、中学校については福井雅英「子ども理解のカンファレンス」かもがわ出版（2009年）、小学校については園田明美「教師たちによる『子ども理解のカンファレンス』の試み」田中孝彦編著「現代の発達援助実践と教師像」群青社（2008年）で詳しく紹介されている。

っていない。また、学校規模が大きい場合でもスクールカウンセラー等の配置数・時間が他と変わらない現状もある。法に基づきいじめ予防対策組織を本当に機能させる気があるのかが疑われるほどスクールカウンセラーの条件整備は手薄であるといわざるを得ない。少なくともこれでは、子どもや保護者にとっても気軽に話ができる対象にスクールカウンセラーがなることはないだろう。

(4) 他市では小学校へのスクールカウンセラーの重点配置が実現している例があるが、それは国庫補助に加えて自治体独自の予算編成に依るところが大きい。札幌市においても、他市の取組にならい、小学校への重点配置に向けて予算措置の拡充を行い、教育相談体制の強化を進めることを提案したい。

3 いじめ加害児童生徒への関わりに関する

加害児童生徒への関わりに関して、注意や被害者への謝罪、時には懲罰など、いわゆる「指導」が行われることが多い。しかし、その一方で、これまでのいじめに関する研究からは、教員との関係が良くないということが指摘されてきた。また加害児童生徒への関わりに関しては、厳しさよりも、受容的で親近感のある接し方のほうが、いじめ加害を抑止する効果があるという報告もある。つまり、加害児童生徒は、教員との関係において、受け容れられた、あるいは、親しみをもって丁寧に接してもらったという感覚が希薄であり、良好な関係を築けていない可能性がある。したがって、「指導」という視点のみならず、加害行為をしているということは、教員との関係がうまく行っていない児童生徒と捉え、改めて、生徒理解に努め、関係の改善を図るようなアプローチが必要だといえる。本件においても、加害に関わった児童生徒に対し、「指導」が行われていた事実は確認できたが、加害行為の発覚を機に、その心情や思いに耳を傾けるような関わりは確認できなかった。したがって、いじめの事実発覚を機に、教職員は「指導」という視点に加え、「ケア」という視点から加害児童生徒との関係を見直す必要があるといえる。

4 デジタル機器の活用

こうした重大事態が起こると、詳細な報告書の作成やチェック機能の強化等、さらに教員に対して、事務的な仕事が増える可能性が高い。しかし、こうした事務仕事に追われ、児童生徒と向き合う時間や、教員同士で児童生徒について振り返る時間等がさらに失われてしまっては、本末転倒である。特にいじめ研究では、いじめの加害となる児童生徒は教員との関係が良くないということが繰り返し指摘されており、教員が余裕をもって、児童生徒と関わり良い関係を構築していくことは、いじめ予防・対応としても重要なことである。したがって、本事案を通して、不適切な点は改善するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間をどのようにして増やすかという視点から、過重な負担になっている作業については効率化を検討する必要がある。

例えば、いじめアンケート等については、GIGAスクール構想によって整備された端末を活用し、Webアンケートに切り替えることで、入力・集計の作業時間を大幅に削れる可能性がある。加えて、情報の共有の仕方についても、当該中学校では、表

計算ソフトのファイル上に詳細な情報が記入され、それを教員が時間のあるときに読み、情報を共有することになっていた。しかし、事例によっては情報が膨大になり、理解・処理が困難になる可能性も考えられる。したがって、共有すべき情報について階層を設けるなど（例えば、一目で分かる情報と、より詳細な情報等）、より現場の状況に即した有効な情報共有の仕方を考える必要がある。

おわりに

本報告を終えるに当たり、本委員会の委員長を務めた立場から、また教育学を専門とする立場から、いくつかの言葉を残しておきたい。

第一に、将来に希望しかないはずである中学校第1学年の子どもが自ら命を絶つという事実は、市民としても、そして教育学の専門家としても今なお受け入れがたく、苦しい出来事である。当該生徒保護者とは調査開始時から定期的に面会し、調査経過の報告を継続的に行ってきましたが、その中では生前の当該生徒の様子を幾度もお聞きすることができた。第三者調査委員会としては調査を目的としたときに客観的な立場を保持することも求められるだろうが、私は御家族のお話から在りし日の当該生徒の元気な様子を思い浮かべ、当該生徒や当該生徒保護者の思いに応えたいという気持ちを強めていた。御家族の哀しみに寄り添う中ではつい涙をこらえきれなかつたこともあるが、その自身の気持ちや感情を調査の過程において大切にしてきたところである。調査を終えた現在も、当該生徒が抱えた苦しみ、御家族の無念の気持ちに思いをはせる度に、このようなことを二度と繰り返させてはならないとの思いを新たにする。本調査報告書がそのための大きな力となれるよう、私の仕事は報告書を提出した後も、個人として、そして教育学の専門家として、続していくことになると考えている。

第二に、一方で、法に基づく本委員会の立ち位置、そして権限には、実際に調査を進める中において限界が存在していたことを痛感する。本事案では、その限界から当該生徒の御家族のお気持ち、そして具体的な要望の全てに応えることができなかつたという思いがある。法に定められるいじめ第三者調査制度の限界は、いくつか指摘することができる。その一つに、本委員会はいじめ等にかかる重大事態に対して学校や教育行政機関とは離れた第三者の専門家が調査し検証する組織であるはずだが、その委員は各専門領域の専門家ではあるが調査実務の専門家ではないことがあげられる。調査実務を進める上で教育行政の事務局の手助けは欠かせないが、我々も事務局職員も共に調査の第三者性を満たす必要性がありながら、調査実務の支援も欠かせないという矛盾を抱え、慎重に調査を進めてきた現実があった。もう一つに、本制度に基づく調査委員会は、調査機関でありながら調査対象に対する捜査権限が付与されてはいないことがあげられる。したがって、計画する調査を全て実行できるわけではなく、その意味で初めから限界を抱えている。その結果、本事案の調査においても確認しきれなかつた事実等を生んでしまつた。総括的に問題を指摘するならば、第三者調査機関として矛盾のない独立した権限を確保する方策と、調査実務能力を整えるための法律上の課題および予算等の措置の必要性が論じられなければならないだろう。

第三に、本事案の調査過程を通じて見えてきた、今日の子どもたちが生きる社会、そして育ち学ぶ場である学校の課題について、改めて教育関係者たちと共に自覚し反省的に向き合う必要性を言わなければならない。多忙化が言われる今日の学校と教職員であるが、近年は教員の超過勤務や持ち帰り仕事を減らすため、家庭訪問の廃止に代表されるように、学校教育活動およびその事務全体にかかる効率化や簡素化も進められている。こうした取組のすべてを批判するわけではないが、ただし、本調査は、

改めて教員がいかに子どもの声を聞けているか、そしてその思いに寄り添い、応答し、子どもたちから信頼される存在になり得ているか、また保護者といいかに関係を築き子どもたちの教育に共同で取り組めているかについて、その厳しい現実を反省的に突きつけるものとなった。第6部では、学校がいじめ対策に関わって組織的な対応ができるない問題を指摘し、子ども理解のためにこそその徹底を強く求めているが、この実現は上述した多忙化する学校において効率化や簡素化で対処されるものではない。間違いなく最優先事項として組織において意識化されるべき事項である。特に学校経営を司る現職の校長には極めて重く課題を受けとめて欲しいが、将来に向けては中堅および若手の教職員においてもそれは同様だと述べておきたい。

第四に、上記と併せて学校における教職員の組織対応を阻む「学級担任」中心の組織文化の検証の必要性を述べておく。大学において教員養成にも携わる身として把握していることであるが、日本の学校および教員には学級担任の仕事を一人でできるようになってこそ「一人前」という認識が長く存在している。たとえ初任の教員であっても担任を任されると一人で最大40人の子どもたちの学級運営を「問題なく」行うことが「一人前」の教員として要請されるのである。しかし、本調査で見えてきたことは、この担任文化とも呼べる認識こそが、子どもが抱える課題に対して学校の組織的対応を阻む心理的要因を生み出しているのではないかということである。一人でつがなく教室を運営できなければ「一人前」だと同僚から認められないという心性が強まれば強まるほど、学級担任は子どものことで他の教員に相談ができないし、他の教員も別の学級の子どものことや、その運営のあり方に介入的に助言や支援をすることが難しくなる。その結果、学級において担任教師が一人で解決しきれない問題が生じた場合も、他の教員からの関与がなく、対処が遅れ、問題が深刻化したり、見過ごされたりするのではなかろうか。このような教員の組織的な協働、他の学級の実態把握、問題への介入等を拒む／控える独立意識が、教員の「一人前」文化によって醸成されるものだとすれば、考えなければならないことは、教職員が組織として動くための阻害要因となるこの文化そのものにメスを入れることである。文化の変革には、まずはその自覚化と問題化、そして具体的な行動による意識変化の積み重ねしかない。学級を担任一人で運営するという学校経営の「あたり前」を検証し、子どもたちの教育活動を学級単位に固定化してきたこれまでの見直しについて考える時が来ている。

最後になるが、本報告書における学校、教職員、そして教育行政に対する提言は、実は法制定以後に各地で提出されている重大事態報告書においても、繰り返し指摘されてきた内容と同じものを複数含んでいる。札幌市において平成29年に提出された重大事態報告書でも、子ども理解のための教員の協働の重要性、小中学校間における子ども情報の引継ぎの強化について課題を示し、以後の市教委においても通知や研修機会等でその課題を学校管理職等へ示し続けてきたものである。しかしながら、札幌市において今もなお各学校においてその徹底が進んでいないことが、本事案の発生とその後の調査過程の中で明らかとなってしまった。何度も言わなければならないが、中学生の子どもが亡くなっているのである。そして、子どもが自ら命を絶つ事案は、日本各地において繰り返し発生しており、その背景の一つには学校における

いじめ対応に課題があったことが幾度となく指摘されてきているのである。私たちは、札幌市において改めて同様の課題を学校や教員に対し指摘せざるを得ないことに悔しさを抱く。本報告書で示す再発防止策が具体的に実行されるよう、札幌市長および関係する行政機関には今までにない強い決意の下で、学校への取組の徹底を指導して欲しいところである。

令和5年2月
委員長 篠原 岳司

札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

委員長 篠原 岳司（北海道大学大学院 准教授）

副委員長 斎藤 健太郎（弁護士）

委 員 加賀谷（西山） 薫（北星学園大学 教授 臨床心理士）

加藤 弘通（北海道大学大学院 准教授）

河合 祐子（北海道医療大学 客員教授 公認心理師）

中野 育子（札幌こころの診療所 院長）

星 伸子（こころと発達クリニックえるむの木 精神保健福祉士）

※星委員は令和5年1月末日をもって任期満了。

渡邊 太郎（弁護士）

資料：「札幌市教育委員会の取組」

	主な取組・作成資料等	生徒指導研究協議会・教職員研修等
平成23年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・(平成8年度～平成23年度)札幌市いじめ防止連絡協議会実施 ・(平成18年度～)いじめに関する意識調査実施 ・(平成20年度)ネットパトロールモニター実施 ・(平成21年度)ネットパトロール全校実施 ・学校教員向けのネットトラブル対応力向上を目的とする研修会を毎年実施（平成25年度～北海道警察との合同研修） 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市いじめ・不登校等対策連絡協議会 ・「いじめをなくし、子どもの生命を守る取組の徹底について（通知）（文部科学大臣談話 道教委緊急メッセージを紹介） ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知） ・ネットパトロール ・学校教員向けのネットトラブル対応力向上を目的とする研修会 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」開始 (平成18年度から「いじめに関する意識調査」を実施しているが、この年から名称を変更) 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「生徒指導上の今日の課題について」 北海道教育大学 教授 城後 豊 氏（主に性非行等） ・講演・演習「いじめなどネットトラブルの未然防止に向けた取組について」 【各研修】 ・児童生徒理解研修「いじめの理解とその対応」「いじめへの適切な対応を考える」 ・中堅教員研修（講演会）「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・教養研修（講演会）「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・初任者研修、新規採用養護教諭研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・5年研「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・15年研「いじめ・不登校への効果的な対応」 ・新任管理職研修「学校の危機管理と管理職の役割」 ・学校経営研修

<p>(いじめ防止対策推進法施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」(通知) ・『子どもの命の大切さを見つめ直す月間』の設定と命を大切にする指導の充実について」(通知) ※「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」開始 ・札幌市いじめ・不登校等対策連絡協議会 ・ネットパトロール ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」開始 ・「子どもたちの安全なインターネット利用のための『地域密着型教育啓発実証事業』」開始 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「生徒指導上の今日の課題について」 北海道教育大学 教授 川島 深氏 (主に自殺予防) ・講演・演習「いじめの未然防止に向けた取組について」 ピックルー株式会社 (主にネットいじめ) <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修 「いじめへの理解とその対応」「いじめへの適切な対応を考える」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・中堅教員研修 「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・教養研修 (講演会) 「いじめや不登校を未然に防ぐ子どもとのサインの考え方」 ・初任者研修、新規採用養護教諭研修 「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・5年研 「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・15年研 「いじめ・不登校への効果的な対応」 ・新任管理職研修 「学校の危機管理と管理職の役割」「いじめ・不登校への取組」 ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修
<p>平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の期間で、 会議 20回、面接 11回、作業部会 10回 ・札幌市いじめ・不登校等対策連絡協議会 ・ネットパトロール ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「生徒指導上の今日の課題について」 北海道教育大学 大学院 教授 庄井 良信 氏 (子ども理解、いじめ・不登校等) ・講演・演習「子どもの安全なインターネット利用に関する取組について」 ライセンス会社担当者 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修 「いじめの理解とその対応」「いじめへの適切な対応を考える」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」
<p>平成26年度</p>	

平成26年度	<p>・「子どもたちの安全なインターネット利用のための『地域密着型教育啓発実証事業』」 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中堅教員研修 「いじめの対応と学校体制の在り方」 • 教養研修 (講演会) 「不登校やいじめを未然に防ぐ子どもとの人間関係づくり」 • 初任者研修、新規採用養護教諭研修 「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 • 5年研 「いじめ・不登校・虐待への対応」 • 15年研 「いじめ・不登校への効果的な対応」 • 新任管理職研修 「学校の危機管理と管理職の役割」「いじめ・不登校への取組」 • 子ども理解に関する研修会 • 学校経営研修 <p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基調講演 「命を大切にする指導について」 滋賀県立大学 特任教授 福井 雅英 氏 (子どもも理解・いじめ・体罰・自殺・福祉) • 研究協議 「学校いじめ防止基本方針の策定に向けて」 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒理解研修 「いじめや不登校の未然防止」「いじめへの適切な対応を考える」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 • 中堅教員研修 「いじめの対応と学校体制の在り方」 • 初任者研修 「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 • 5年研 「いじめ・不登校・虐待への対応」 • 15年研 「いじめ・不登校への効果的な対応」 • 新任管理職研修 「学校の危機管理と管理職の役割」「不登校の取組 いじめ・自殺予防の取組」(園長・校長・副校長)「いじめの取組 不登校への取組」(教頭) • 子ども理解に関する研修会 • 学校経営研修
平成27年度	<p>・生徒指導第14集＜第三版＞「いじめ問題への対応」 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 札幌市いじめ等対策連絡協議会 • ネットバトロール • 「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 • 「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 • 「子どもたちの安全なインターネット利用のための『地域密着型教育啓発実証事業』」 • 「悩みやいじめに関するアンケート調査」

<p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市いじめの防止等に関する基本的な方針 策定 ・H29.1 札幌市中学校における重大事態調査報告書 市長報告 ・札幌市いじめ等対策連絡協議会 ・ネットパトロール ・子どもの命の大切さを見つめ直す月間 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 ・「子どもたちの安全なインターネット利用のための『地域密着型教育啓発実証事業』」 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「これからの生徒指導」大阪市立大学 名誉教授 森田 洋司 氏（いじめ、不登校の未然防止・チーム学校の取組） ・行政説明・研究協議「的確に認知し組織で解決するいじめ対応のあり方」・学校いじめ方針の交流・見直し <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめへの適切な対応を考える（講義編・演習編）」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・中堅教員研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・初任者研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・5年研「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・新任管理職研修「学校の危機管理と管理職の役割」「不登校の取組 いじめ・自殺予防の取組」（園長・校長・副校長）「いじめの取組 不登校への取組」（教頭） ・子どもも理解に関わる研修会 ・学校経営研修 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「子どもたちに伝えたい自殺予防」 加古川市教育委員会学校支援カウンセラー 阪中 順子 氏 ・行政説明・講義・研究協議「札幌市重大事態調査検討委員会報告書～提言内容の実行に關わって～」弁護士 馬場 政道 氏 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめへの適切な対応を考える（講義編・演習編）」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・中堅教員研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・初任者研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」
<p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月(通知)「いじめの防止等のための取組の充実について」※H29の調査結果を踏まえた再発防止策の周知 ・札幌市いじめ等対策連絡協議会 ・ネットパトロール ・子どもの命の大切さを見つめ直す月間 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 ・「インターネット利用に係る地域密着型教育啓発事業」 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「子どもたちに伝えたい自殺予防」 加古川市教育委員会学校支援カウンセラー 阪中 順子 氏 ・行政説明・講義・研究協議「札幌市重大事態調査検討委員会報告書～提言内容の実行に關わって～」弁護士 馬場 政道 氏 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめへの適切な対応を考える（講義編・演習編）」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・中堅教員研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・初任者研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「子どもたちに伝えたい自殺予防」 加古川市教育委員会学校支援カウンセラー 阪中 順子 氏 ・行政説明・講義・研究協議「札幌市重大事態調査検討委員会報告書～提言内容の実行に關わって～」弁護士 馬場 政道 氏 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめへの適切な対応を考える（講義編・演習編）」「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・中堅教員研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・初任者研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」

平成 29 年 度	<p>【の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年研「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・新任管理職研修「学校の危機管理と管理職の役割」「不登校の取組」「いじめ・自殺予防の取組」(園長・校長・副校長)「いじめの取組 不登校への取組」(教頭) ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修 <p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「子ども理解を深めるために」 滋賀県立大学 教授 福井 雅英 氏 ・講義「いじめの防止に向けて」文部科学省 児童生徒課 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめへの適切な対応を考える(講義編・演習編)」 ・「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・高度教育課題研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・中堅教諭等資質向上研修「学校いじめ防止基本方針」 ・初任者研修「いじめ・不登校の状況について」「いじめ・不登校・虐待への対応」 ・5年研「いじめ・不登校への対応」 ・新任管理職研修「学校の危機管理と管理職の役割」「不登校の取組」「いじめ・自殺予防の取組」(園長・校長・副校長)「いじめの取組 不登校への取組」(教頭) ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修
平成 30 年 度	<p>【札幌市いじめ等対策連絡協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロール ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発事業」 ・「札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 ・「インターネット利用に係る地域密着型教育啓発事業」 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」

<p>平成31・令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市いじめの防止等に関する基本的な方針（改訂） ・ネットパトロール ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 ・「インターネット利用に係る地域密着型教育啓発事業」 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」 ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「いじめの防止に向けた取組」 東京理科大学 教授 八並 光俊 氏 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・高度教育課題研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・中堅教諭等資質向上研修「学校いじめ防止基本方針」 ・初任者研修「いじめの現状とその対応」 ・5年研「いじめ・不登校への対応」 ・新任管理職研修「教育相談を生かした学校づくり」「生徒指導が機能する学校づくり」 ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修
<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市いじめ等対策連絡協議会 ・ネットパトロール ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 ・「インターネット利用に係る教育啓発事業」（小中学生向け、保護者向けの映像教材を作成し学校に配布）の開始 ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」（オンラインゲーム等の危険性に関する資料提供により紙面実施） ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信「いじめの防止の対応について」 滋賀県立大学 教授 福井 雅英 氏 ・北海道教育大学教職大学院 教授 喜多山 鑑 氏 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解研修「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 ・高度教育課題研修「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・中堅教諭等資質向上研修「自殺予防の取組」「いじめや不登校を未然に防ぐ」（選択受講） ・初任者研修…講座「学級経営の基礎」や協議「日常実践交流」の中で、広くいじめ・自殺予防に関する交流・協議を実施 ・5年研…NITS動画にていじめ・自殺予防に関する交流・協議を実施 ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修

令和3年度	<p>・札幌市いじめ等対策連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロール ・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」 ・「インターネット利用に係る教育啓発事業」（小・中学生向け、保護者向けの映像教材を作成し学校に配布） ・「子どもたちが安全にインターネットを利用するための教育啓発に係る研修会～札幌市教育委員会・北海道警察本部 合同研修～」（研修動画の配信によるオンデマンド実施） ・「悩みやいじめに関するアンケート調査」 	<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信「薬物乱用の防止」北海道警察 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修 「子どもの権利を大切にした教育の実際」 ・5年研 「教育相談に関するマネジメントの推進」 ・新任管理職研修 「学校が抱える課題と対応」（園長・校長・副校長）「教頭としての職能向上」（教頭） ・専門研修 「いじめや不登校を防ぐピア・サポートについて」「いじめの対応と学校体制の在り方」 ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修
令和4年度		<p>【生徒指導研究協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究協議 「いじめ問題への対応 ～具体例を通して～」 <p>【各研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職研修 「生徒指導に関する危機管理」（園長・校長・副校長）「教頭としての職能向上」（教頭） ・専門研修 「いじめの対応と学校体制の在り方」「いじめの対応～ピア・サポート～」 ・子ども理解に関する研修会 ・学校経営研修

資料：「調査経過」

年月日	内容	対象者等
令和3年10月1日	本事案発生	
令和3年10月2日	通夜	
令和3年10月3日	告別式	
令和3年10月4日	面談（当該中学校・市教委）	当該生徒保護者
令和3年10月5日	令和3年度第1回調査検討委員会	
令和3年11月3日	面談（調査検討委・市教委）	当該生徒保護者
令和3年11月5日	「悩みやいじめに関するアンケート調査」配布	1学年生徒 ※全市調査
令和3年11月8日	「悩みやいじめに関するアンケート調査」回収	1学年生徒 ※全市調査
令和3年11月8日	令和3年度第2回調査検討委員会	
令和3年11月12日	面談	当該生徒保護者
令和3年11月17日	令和3年度第3回調査検討委員会	
令和3年11月26日	面談	関係生徒保護者
令和3年11月26日	面談	関係生徒保護者
令和3年12月1日	令和3年度第4回調査検討委員会	
令和3年12月3日	面談	当該生徒保護者
令和3年12月4日	面談	関係生徒
令和3年12月6日	面談	関係生徒
令和3年12月10日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月13日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月13日	面談	当該小学校・関係教職員
令和3年12月16日	令和3年度第5回調査検討委員会	
令和3年12月20日	面談	当該小学校・関係教職員
令和3年12月22日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月22日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月23日	面談	当該小学校・関係教職員
令和3年12月23日	面談	当該生徒保護者
令和3年12月27日	面談	当該小学校・関係教職員
令和3年12月27日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月27日	面談	当該中学校・関係教職員
令和3年12月27日	令和3年度第6回調査検討委員会	
令和4年1月12日	令和3年度第7回調査検討委員会	
令和4年1月18日	面談	当該生徒保護者
令和4年1月19日	面談（学校に依頼）	当該中学校・関係教職員
令和4年1月20日	面談（学校に依頼）	当該中学校・関係教職員
令和4年1月25日	面談（学校に依頼）	関係生徒
令和4年1月26日	面談	当該生徒祖母
令和4年1月26日	面談	関係生徒保護者
令和4年1月26日	令和3年度第8回調査検討委員会	
令和4年1月28日	面談	当該生徒保護者
令和4年2月9日	令和3年度第9回調査検討委員会	
令和4年2月14日	面談	当該生徒保護者
令和4年2月17日	面談	当該小学校・関係教職員

令和4年2月19日	面談	関係生徒
令和4年2月22日	令和3年度第10回調査検討委員会	
令和4年2月24日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年3月1日	アンケート打合せ	当該中学校管理職
令和4年3月4日	アンケート事前説明	当該中学校PTA役員
令和4年3月7日	面談	関係生徒
令和4年3月7日	アンケート事前説明（電話）	1学年保護者
令和4年3月8日	アンケート事前説明（電話）	1学年保護者
令和4年3月9日	アンケート配布	1学年生徒
令和4年3月10日	アンケート回収・集計	
令和4年3月11日	アンケート回収・集計	
令和4年3月16日	令和3年度第11回調査検討委員会	
令和4年3月30日	令和3年度第12回調査検討委員会	
令和4年3月31日	電話聴取	関係生徒
令和4年4月2日	面談	関係生徒
令和4年4月2日	面談	関係生徒
令和4年4月2日	面談	関係生徒
令和4年4月3日	面談	関係生徒
令和4年4月4日	電話聴取	関係生徒
令和4年4月4日	面談	関係生徒
令和4年4月4日	面談	関係生徒
令和4年4月5日	面談	関係生徒
令和4年4月7日	面談	当該生徒保護者
令和4年4月8日	面談	関係生徒
令和4年4月10日	面談	関係生徒
令和4年4月14日	面談	関係生徒
令和4年4月20日	令和4年度第1回調査検討委員会（通算13回）	
令和4年4月25日	作業部会（報告書検討）	
令和4年4月28日	作業部会（報告書検討）	
令和4年4月30日	面談	当該生徒保護者
令和4年5月7日	作業部会（報告書検討）	
令和4年5月10日	作業部会（報告書検討）	
令和4年5月16日	作業部会（報告書検討）	
令和4年5月18日	作業部会（報告書検討）	
令和4年5月18日	令和4年度第2回調査検討委員会（通算14回）	
令和4年5月26日	面談	当該生徒保護者
令和4年5月28日	作業部会（報告書検討）	
令和4年6月1日	作業部会（報告書検討）	
令和4年6月6日	面談	当該生徒保護者
令和4年6月9日	令和4年度第3回調査検討委員会（通算15回）	
令和4年6月14日	面談	当該生徒保護者
令和4年6月24日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年6月28日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年6月29日	令和4年度第4回調査検討委員会（通算16回）	

令和4年7月4日	面談	関係生徒
令和4年7月5日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年7月7日	面談	当該生徒保護者
令和4年7月16日	面談	関係生徒
令和4年7月20日	令和4年度第5回調査検討委員会（通算17回）	
令和4年8月3日	面談	当該中学校・関係教職員
令和4年8月3日	面談	当該中学校・関係教職員
令和4年8月3日	令和4年度第6回調査検討委員会（通算18回）	
令和4年8月19日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年8月19日	作業部会（報告書検討）	
令和4年8月22日	作業部会（報告書検討）	
令和4年8月24日	面談	当該中学校・関係教職員
令和4年8月29日	作業部会（報告書検討）	
令和4年8月29日	面談	当該小学校・関係教職員
令和4年8月31日	令和4年度第7回調査検討委員会（通算19回）	
令和4年9月2日	面談	当該生徒保護者
令和4年9月14日	令和4年度第8回調査検討委員会（通算20回）	
令和4年9月21日	作業部会（報告書検討）	
令和4年9月27日	作業部会（報告書検討）	
令和4年9月28日	令和4年度第9回調査検討委員会（通算21回）	
令和4年10月1日		
令和4年10月17日	作業部会（報告書検討）	
令和4年10月19日	令和4年度第10回調査検討委員会（通算22回）	
令和4年10月26日	作業部会（報告書検討）	
令和4年10月31日	作業部会（報告書検討）	
令和4年11月2日	令和4年度第11回調査検討委員会（通算23回）	
令和4年11月14日	作業部会（報告書検討）	
令和4年11月14日	面談	市教委職員
令和4年11月21日	作業部会（報告書検討）	
令和4年11月30日	令和4年度第12回調査検討委員会（通算24回）	
令和4年12月8日	面談	当該生徒保護者
令和4年12月14日	令和4年度第13回調査検討委員会（通算25回）	
令和4年12月26日	面談	当該生徒保護者
令和5年1月6日	作業部会（報告書検討）	
令和5年1月8日	作業部会（報告書検討）	
令和5年1月13日	令和4年度第14回調査検討委員会（通算26回）	
令和5年1月20日	面談	当該生徒保護者
令和5年1月30日	面談	当該生徒保護者
令和5年2月1日	作業部会（報告書検討）	
令和5年2月2日	作業部会（報告書検討）	
令和5年2月6日	面談	当該生徒保護者
令和5年2月7日	令和4年度第15回調査検討委員会（通算27回）	